

【商品先物取引等開始基準】

当社は次のいずれかに該当する者については商品先物取引不適格者とし、当該事項に該当する個人顧客は例外を除き商品先物取引開始基準を満たさないものとする。

1 例外なく商品先物取引等不適格者基準

- (1) 未成年者、精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 商品先物取引等をするための借入れを行う者
- (5) 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (6) 大学又は大学院等の教育機関で学生の身分の者（社会人学生は除く）
- (7) 反社会的勢力に属する者

2 原則として商品先物取引等不適格者基準

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者
- (2) 当社が「不正資金の流入防止に関する規程」で定める不正資金の流入防止のための措置を講ずる対象者
- (3) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると当社が判断した者

3 当社は、前記2の（1）及び（2）に該当する者については、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、商品先物取引の参入を認めることができるものとする。